

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会（第2回）提出資料

人とペットの災害対策ガイドライン（以下：改訂ガイドラインとする）に組み込みたい内容として以下の5項目に関する内容を提案する。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 愛玩動物看護師の役割の定義 | ガイドライン P22③と④の間に |
| ② 愛玩動物看護師の具体的な支援 | |
| ③ 地方自治体との連携協力 | ガイドライン P30～31 の図の中に |
| ④ 愛玩動物看護師の教育について | |
| ⑤ 被災地の地域猫支援について | |

項目	組み込みたい内容	根拠・関連情報
役割の定義	<p>ガイドライン P22③と④の間に 愛玩動物看護師の役割</p> <p>愛玩動物看護師は、自治体や関係団体および獣医師会と連携し、主務省が発行する愛玩動物看護師法によって定められた業務範囲にある「災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援（地方自治体との連携協力）」を行う。</p> <p>災害時の獣医療の補助と被災動物の世話及び看護、飼い主による愛玩動物の適正飼養管理が、継続されることを支援する。</p> <p>平時は、災害に備えた適正飼養管理の指導や防災減災を啓発し、自治体や関連団体および獣医師会など地域と顔の見える関係づくりを行っておくことが望ましい。</p>	<p>愛玩動物看護師法 第二条二項 愛玩動物看護師法で定める業務範囲 (参考資料①) 愛玩動物看護師は、主務省が発行する愛玩動物看護師法によって定められた業務範囲にて「災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援（地方自治体との連携協力）」¹⁾が定義されている。</p>
具体的な支援	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治体や関係団体、近隣地方獣医師会との連携協力 ●災害に備えた愛玩動物の健康管理および適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発 ●愛玩動物の同行避難も含めた避難訓練への協力 ●動物由来感染症の対策と環境衛生 ●協力が可能な愛玩動物看護師の教育^{*1}およびデータベースの作成^{*2} <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報収集と現地調査 	<p>* 1 教育 千葉科学大学 動物危機管理教育研究センター主催 文科省認可 履修証明プログラム 獣医療支援人材養成プログラム https://www.animalriskmanagement.com/ 研究センター</p> <p>* 2 データベースの作成 (参考資料②) 「動物支援ナース」(愛玩動物看護師で構成される災害支援チーム)について (参考資料③) 2025年現在の所属隊員数</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの適正飼養管理の支援 ●動物看護相談 ●動物由来感染症（人獣共通感染症）の予防と衛生管理、環境衛生 ●救援物資の配布協力 ●所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力 	<p>具体的な支援内容</p> <p>令和6年能登半島地震の際の実際の活動 (参考資料④)</p> <p>避難所や仮設住宅等での健康管理、ボランティア trillioning、グルーミング、飼い主への声かけ、ペット相談会、支援物資の配布協力、シェルターメディシン、適正飼養の継続支援など</p>
連携協力	<p>地方自治体や獣医師会の連携とともに、愛玩動物看護師との連携も（ガイドライン p30、31）に組み込む。</p> <p>どのような位置づけにするかは、検討が必要</p> <p>→動物支援ナースは、現在運営団体によって愛玩動物看護師の基礎教育と名簿管理がされているが、派遣要請の際は、日本愛玩動物看護師会を介することで、主務省との連携が迅速となると考える。</p> <p>災害時のペット支援に加えたい内容</p> <p>(1) 飼い主が、愛玩動物の預け先を事前に複数決めておくこと</p> <p>友人知人、親戚などへの預け先を、避難方法と同様に平時から構築しておく</p> <p>平時から防災手帳や飼い主のエンディングノート等を活用し取り組む</p> <p>平時から知り合いへのネゴシエーションを行っておく</p> <p>(2) 体制ではなく方法の構築を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画に組み込む ・ペットの適正飼養場所の設定を義務化 ・スターターキットの設置 <p>(2) 自治体、社協、災害中間組織の3者連携のペットバージョンの構築を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物支援団体の災害中間支援組織への参画 (参考資料⑧) 	<p>国家資格化により、被災地への派遣が可能となったが、登録人数（26,642名／2025年11月）²⁾、に対して100名となっており、人数も東京都などの関東圏や大阪などの関西圏に集中している。³⁾そのため「動物支援ナース」は、全国登録組織としている。（参考資料②③）</p> <p>基本居住区での活動、必要時派遣。</p> <p>(参考資料⑤)</p> <p>事故や病気時の備えにもなる。</p> <p>生活再建に役立つ。</p> <p>啓発や愛玩動物の預かりに、保管をもつ動物取扱責任者の活用を</p> <p>飼い始める前に、災害を想定したペットのマッチングが重要</p> <p>愛護団体、ペットショップ、ブリーダー等の啓発人材の確保を</p> <p>(参考資料⑥⑦)</p> <p>風水害など数日で、避難所が閉鎖する場合は、ペットに関連する支援団体が動くことがなく、現場での対応を求められ苦慮している。夏場の災害は多いので、浸水や熱中症のリスクもある。</p> <p>【都道府県や市区町村】、【社会福祉協議会】や【災害中間支援組織】と平時から連</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物看護師の人の災害支援ナースのような環境省から派遣されるしくみの構築 (参考資料⑨) (現場に継続的に人材を配置し、現地調査や支援団体との連携、ニーズの把握や支援を行うことで、災害関連死を防ぐ) ・事前の情報ネットワークづくり (参考資料⑩) 全国から受援の手を得ることが目的 	<p>携し、発災時に地区防災計画に基づく、自主防災組織にアクセスする動物支援組織の位置づけに【愛玩動物看護師】や【動物取扱責任者】の活用を検討することはできないか</p> <p>→防災・減災、国土強靭化新時代の実現のための提言の災害ボランティアに、ペット支援の団体の記載がなく、人の支援への参画が重要</p> <p>愛玩動物看護師は、情報収集と現地調査。避難所や一時預かり所、応急仮設住宅等での動物看護や感染対策、適正飼養管理の実施</p> <p>動物取扱責任者、被災動物の一時預かりを</p>
教育	愛玩動物看護師のコアカリキュラム（適正飼養指導論）において、「災害危機管理と支援」が履修科目として組み込まれている	<p>愛玩動物看護師コアカリキュラムに組み込まれている。</p> <p>愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和3年3月30日）P30</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syousan/tikusui/doubutsu_kango/committee/attach/pdf/index-4.pdf</p>
被災地のネコ支援	<p>特定非営利活動法人 日本動物保護取扱環境支援機構 全国保護動物データベース https://www.sap.or.jp/protection/</p> <p>能登半島地震後、設置された。</p>	猫の捕獲を行う団体としての明瞭化にもつながる。

その他（参考資料⑪）災害時ペット適正飼養情報ネットワーク会議について

現場ニーズに対して、資源をマッチングしていくシンプルな会議を、災害時に実施。

ペットニーズの多様性に応える支援を実施するための仕組みとして試験的に開催している。

【引用資料】

1) 農林水産省 愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）

https://www.maff.go.jp/j/syousan/tikusui/doubutsu_kango/attach/pdf/index-3.pdf

2) 動物看護師統一認定機構 <https://www.ccrvn.jp/>

3) 環境省、農林水産省：令和6年度愛玩動物看護師現況調査取りまとめ/令和7年3月31日情報提供

https://www.maff.go.jp/j/syousan/tikusui/doubutsu_kango/attach/pdf/index-19.pdf